

第2問

次の〔資料〕にもとづいて、答案用紙の日商商事株式会社の20X3年度（20X3年4月1日から20X4年3月31日まで）の(1)損益計算書（一部）および(2)貸借対照表（一部）を完成しなさい。

なお、20X2年度（20X2年4月1日から20X3年3月31日まで）および20X3年度ともに法人税、住民税及び事業税の法定実効税率は30%として、税効果会計を適用する。

〔資料〕

- 20X3年度の税引前当期純利益は、¥12,000,000である。
- 20X2年度末（20X3年3月31日）において売掛金の期末残高 ¥20,000,000 に対して1%の貸倒引当金を設定したが、法人税法上、損金不算入となった。20X3年度期中において ¥100,000 の貸倒れがあり、同額の貸倒引当金の取り崩しを行った。この貸倒れは、20X3年度において損金算入が認められた。
また、20X3年度末（20X4年3月31日）において売掛金の期末残高 ¥30,000,000 に対して1%の貸倒引当金を差額補充法により設定したが、法人税法上、損金不算入となった。
- 20X2年度末における退職給付引当金の残高は ¥2,000,000 であり、法人税法上、損金不算入額の累計額は同額の ¥2,000,000 であった。20X3年度期中において退職一時金 ¥100,000 の支払があり退職給付引当金の取り崩しを行った。この退職一時金の支払は、20X3年度において損金算入が認められた。
また、20X3年度の退職給付費用は ¥300,000 であるが、その全額が法人税法上、損金不算入となった。
- 20X2年度期首（20X2年4月1日）に備品（取得原価 ¥800,000、残存価額ゼロ、耐用年数4年）を取得し定額法により、減価償却を行ってきた。なお、法人税法で認められた耐用年数は8年であり、法人税法で認められる減価償却費の超過額は損金算入が認められない。このため、20X2年度末および20X3年度末の損金算入限度超過額の累計額は、それぞれ ¥100,000、¥200,000 となっている。なお、これ以外の備品はない。
- 20X3年度期首（20X3年4月1日）に、その他有価証券としてA社株式6,000株を1株当たり ¥800 で取得し、投資有価証券に計上した。20X3年度末の時価は1株当たり ¥900 である。評価差額の処理は、全部純資産直入法による。なお、投資有価証券はこれがすべてである。
- 本問では上記2.～5.以外に、税効果会計の適用上考慮すべき一時差異はない。
- 税引前当期純利益 ¥12,000,000 から上記2.～3.の各引当金の当期損金算入額を減算し、同じく各引当金の当期損金不算入額および上記4.の減価償却費の当期損金不算入額を加算して課税所得を計算し、課税所得に対して30%の法人税、住民税及び事業税を計上する。なお、法人税、住民税及び事業税の中間納付額が ¥1,800,000 ある。
- 繰延税金資産と繰延税金負債を相殺し、その純額を固定資産または固定負債として貸借対照表に表示する。